

9 月定例会提出予定議案について

交付金返還等請求事件に係る出訴・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P.2
交付金交付決定取消決定取消等請求附帯控訴事件に係る出訴・・	P.5

保 健 医 療 部

第90号議案 交付金返還等請求事件に係る出訴

無料PCR検査等実施事業者検査実施支援事業に係る交付金の交付決定の取消しに伴う交付金返還等請求事件を提起しようとする。

1 出訴の相手方

医療法人社団芙蓉会ハートフルクリニック（神戸市中央区元町通4丁目6番17号）

2 出訴の内容

- (1) 金2,394,200円及びうち金2,000,000円に対する令和6年8月1日から支払済みまで年21.9%の割合による金員の支払いを求める
- (2) 金2,412,800円及びうち金2,000,000円に対する令和6年9月1日から支払済みまで年21.9%の割合による金員の支払いを求める
- (3) 金2,430,800円及びうち金2,000,000円に対する令和6年10月1日から支払済みまで年21.9%の割合による金員の支払いを求める
- (4) 金2,449,400円及びうち金2,000,000円に対する令和6年11月1日から支払済みまで年21.9%の割合による金員の支払いを求める
- (5) 金2,467,400円及びうち金2,000,000円に対する令和6年12月1日から支払済みまで年21.9%の割合による金員の支払いを求める
- (6) 金2,486,000円及びうち金2,000,000円に対する令和7年1月1日から支払済みまで年21.9%の割合による金員の支払いを求める
- (7) 金2,504,600円及びうち金2,000,000円に対する令和7年2月1日から支払済みまで年21.9%の割合による金員の支払いを求める
- (8) 金2,521,400円及びうち金2,000,000円に対する令和7年3月1日から支払済みまで年21.9%の割合による金員の支払いを求める
- (9) 金2,042,795円及びうち金1,608,500円に対する令和7年4月1日から支払済みまで年21.9%の割合による金員の支払いを求める
- (10) 金2,492,000円及びうち金2,000,000円に対する令和7年5月1日から支払済みまで年21.9%の割合による金員の支払いを求める
- (11) 金2,510,600円及びうち金2,000,000円に対する令和7年6月1日から支払済みまで年21.9%の割合による金員の支払いを求める
- (12) 金2,528,600円及びうち金2,000,000円に対する令和7年7月1日から支払済みまで年21.9%の割合による金員の支払いを求める
- (13) 金2,547,200円及びうち金2,000,000円に対する令和7年8月1日から支払済みまで年21.9%

の割合による金員の支払いを求める

- (14) 金2,565,800円及びうち金2,000,000円に対する令和7年9月1日から支払済みまで年21.9%の割合による金員の支払いを求める

- (15) 金2,583,800円及びうち金2,000,000円に対する令和7年10月1日から支払済みまで年21.9%の割合による金員の支払いを求める

- (16) 金2,602,400円及びうち金2,000,000円に対する令和7年11月1日から支払済みまで年21.9%の割合による金員の支払いを求める

- (17) 金2,620,400円及びうち金2,000,000円に対する令和7年12月1日から支払済みまで年21.9%の割合による金員の支払いを求める

- (18) 金2,639,000円及びうち金2,000,000円に対する令和8年1月1日から支払済みまで年21.9%の割合による金員の支払いを求める

- (19) 金2,657,600円及びうち金2,000,000円に対する令和8年2月1日から支払済みまで年21.9%の割合による金員の支払いを求める

- (20) 金2,674,400円及びうち金2,000,000円に対する令和8年3月1日から支払済みまで年21.9%の割合による金員の支払いを求める

- (21) 金2,693,000円及びうち金2,000,000円に対する令和8年4月1日から支払済みまで年21.9%の割合による金員の支払いを求める

- (22) 金2,711,000円及びうち金2,000,000円に対する令和8年5月1日から支払済みまで年21.9%の割合による金員の支払いを求める

- (23) 金2,633,982円及びうち金1,929,940円に対する令和8年6月1日から支払済みまで年21.9%の割合による金員の支払いを求める

- (24) 金68,031,487円及びうち金50,626,200円に対する令和8年7月1日から支払済みまで年21.9%の割合による金員の支払いを求める

- (25) 金13,183,088円及びうち金9,825,660円に対する令和8年7月1日から支払済みまで年21.9%の割合による金員の支払いを求める

3 出訴の要旨

相手方は、無料PCR検査等実施事業者検査実施支援事業（感染拡大傾向時の一般検査事業）を実施し、兵庫県知事から当該事業に係る交付金（以下「本件交付金」という。）の交付決定を受けていたところ、本県は、相手方から当該事業の関係書類の提出を受け、書類調査、受検者への電話による事実確認その他の検査実施状況の確認調査を実施し、検査数の水増し及び場外検査といった重大な違反事実を複数確認したため、偽りその他不正な手段により本件交付金を受領したことを理由として、令和5年10月25日付けで本件交付金の交付決定取消決定を行い、相手方に対して本件交付金の返還を命じた。

相手方は、令和5年11月24日付けで、債務承認をし、分納誓約書に基づき本件交付金を返還する

こととなったが、当該分納誓約書に記載の納入計画による本件交付金の返還が滞っており、督促にも応じず、今後も本件交付金の返還の見込みがないため、本件交付金、加算金及び遅延利息の支払を求め、訴えを提起する。

4 本件交付金の概要

(1) 事業名

無料PCR検査等実施事業者検査実施事業（感染拡大傾向時の一般検査事業）

■事業の概要

事業期間 : R3. 12. 27～R5. 3. 31

総検査件数 : 約93万件

事業者数 : 110事業者（416検査場）

総事業費 : 約74億円

(2) 交付決定取消額

110,490,300円

事業実施期間	交付決定		交付決定取消決定	
	交付決定日	交付決定額	取消日	取消金額
R4. 4～R4. 6	R4. 7. 1	22,423,500 円	R5. 10. 25	22,108,500 円
R4. 7～R4. 8	R4. 12. 8	27,929,940 円	R5. 10. 25	27,929,940 円
R4. 9～R5. 1	R5. 2. 20	52,156,880 円	R5. 10. 25	50,626,200 円
R5. 2～R5. 3	R5. 3. 31	10,758,540 円	R5. 10. 25	9,825,660 円
合計	—	113,268,860 円	—	110,490,300 円

5 返還状況

返還請求額	返還済額	未返還額	備考
110,490,300円	4,500,000円	<u>105,990,300円</u>	納入計画全57回のうち、第6回（R6年6月）分以降、未返還。

第91号議案 交付金交付決定取消決定取消等請求附帯控訴事件に係る出訴

無料PCR検査等実施事業者検査実施支援事業に係る交付金の交付決定の取消しに伴う交付金交付決定取消決定取消等請求控訴事件（大阪高等裁判所令和8年(行コ)第89号）について、附帯控訴を提起しようとする。

1 出訴の相手方

FRONT LINE株式会社（大阪府豊中市庄内東町二丁目3番11号第2サンライズビル1階）

2 出訴の内容

原判決中附帯控訴人敗訴の部分を取り消し、同部分の附帯控訴人の請求を認容する。

との判決を求める。

3 出訴の要旨

無料PCR検査等実施事業者検査実施支援事業（ワクチン・検査パッケージ等定着促進事業及び感染拡大傾向時の一般検査事業）の実施事業者であるFRONT LINE株式会社に対する交付金交付決定取消決定取消請求事件及び交付金返還等請求反訴事件について、令和8年6月23日に判決が言い渡されたが、同年7月7日に相手方から控訴が提起されたことから、当該控訴事件について附帯控訴を提起する。

■事件の経緯

R3.12～R4.3	無料PCR検査事業実施 1期	R6.7.30	県による催告書の送付（納期限：R6.8.14）8回目 →(FRONT LINE)納期限までに納付なし
R4.4～R4.6	無料PCR検査事業実施 2期	R6.8.29	第2回期日
R4.7～R4.8	無料PCR検査事業実施 3期	R6.8.29	県による催告書の送付（納期限：R6.9.13）9回目 →(FRONT LINE)納期限までに納付なし
R4.9～R5.1	無料PCR検査事業実施 4期	R6.9.30	県による催告書の送付（納期限：R6.10.15）10回目 →(FRONT LINE)納期限までに納付なし
R5.2～R5.3	無料PCR検査事業実施 5期	R6.10.31	県による催告書の送付（納期限：R6.11.14）11回目 →(FRONT LINE)納期限までに納付なし
R5.6～R5.9	県による無料PCR検査事業における実施状況等調査を実施	R6.11.7	第3回期日
R5.9.28	県より確認調査の結果（不適正な事業実施を確認）を通知	R6.11.29	県による催告書の送付（納期限：R6.12.13）12回目 →(FRONT LINE)納期限までに納付なし
R5.10.24	県は調査結果を公表、FRONT LINEは事業者名も公表	R6.12.25	県による催告書の送付（納期限：R7.1.14）13回目 →(FRONT LINE)納期限までに納付なし
R5.10.25	県は交付決定の取消しを通知し、返還を請求（納期限：R5.11.8）→(FRONT LINE)納期限までに納付なし	R6.12.27	県による反訴状の提出
R5.11.13	FRONT LINE株式会社の代理人から県に通知書を送付	R7.1.19	第4回期日
R5.11.20	県による督促状の送付（納期限：R5.11.30） →(FRONT LINE)納期限までに納付なし	R7.3.18	第5回期日
R5.12.21	県による催告書の送付（納期限：R6.1.10）1回目 →(FRONT LINE)納期限までに納付なし	R7.5.28	第6回期日
R6.1.31	県による催告書の送付（納期限：R6.2.14）2回目 →(FRONT LINE)納期限までに納付なし	R7.7.24	第7回期日
R6.2.29	県による催告書の送付（納期限：R6.3.14）3回目 →(FRONT LINE)納期限までに納付なし	R7.9.19	第8回期日
R6.3.29	県による催告書の送付（納期限：R6.4.12）4回目 →(FRONT LINE)納期限までに納付なし	R7.11.20	第9回期日
R6.4.30	県による催告書の送付（納期限：R6.5.13）5回目 →(FRONT LINE)納期限までに納付なし	R7.2.5	第10回期日（証人尋問）
R6.5.16	県は本件訴訟の訴状を受領	R7.3.23	第11回期日
R6.5.28	県による催告書の送付（納期限：R6.6.14）6回目 →(FRONT LINE)納期限までに納付なし	R8.6.23	第一審判決言渡し
R6.6.20	第1回期日	R8.7.7	第一審原告が、第一審判決を不服として控訴した。
R6.6.28	県による催告書の送付（納期限：R6.7.15）7回目 →(FRONT LINE)納期限までに納付なし	R8.8.26	県は本件控訴に係る控訴状を受領
		R8.10.22(予定)	第1回期日